

2023年度 若築建設奨学生募集について

申請を希望する学生は、学生課学生係まで申出て願書等を受け取り、提出書類を令和 4 年 11 月 22 日（火）までに学生係に提出してください。

※詳細は募集案内及び募集要項を確認してください。



WAKACHIKU

2023年度 若築建設奨学生 募集案内

若築建設奨学金制度の設立趣旨

設立趣旨

わが国は、国土が狭隘で山地が多いという地形的な制約を克服し、沿岸域の多面的な利用を進めることで今日の豊かな社会を築いてきました。海岸延長32,000kmという長大な海岸線こそ、国土が狭く資源に乏しいわが国の繁栄を支えてきた貴重な資源です。この海岸線を利用して港をつくり、海運網を整備して、人や物の往来を増やすことで、わが国は発展してきました。

若築建設は1890(明治23)年、海上交通の要衝であった北九州の洞海湾や周辺の運河を改良して若松港を築港し、筑豊炭田の積出港として開発・運営するために設立されました。以来130年にわたり、海洋土木事業を主力とする建設会社(マリコン)として独自の技術力を発揮し、日本の発展に貢献してきました。現在、その力は海に留まらず総合建設会社(ゼネコン)として、国内外で数々のプロジェクトに参画しています。

しかしながら、少子高齢化の進展等から、海洋利用開発を担う人材の不足が懸念されています。このため、弊社と国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所及び長岡技術科学大学は、連携して「海洋国の礎を築くための人材育成と研究開発計画」を推進することとしました。

本奨学金制度は、この計画に基づき、高等専門学校において土木工学、建築工学、機械工学、電気工学、制御工学等を専攻し、経済的理由により学業の継続・進学が困難である学生への奨学金給付を行い、若手技術者の育成に貢献することを目的としています。

ものづくりを通じて得られるやりがい、感動、達成感が満載の建設会社において活躍したいと考えている学生を応援します。

奨学金制度の概要

対 象 者 弊社が指定する高等専門学校の準学士課程4・5年生～専攻科課程1・2年生で、土木工学、建築工学、機械工学、電気工学、制御工学等を専攻し、海洋利用開発に高い志を持つ学生を対象とします。また、奨学生が長岡技術科学大学などに編入した場合についても、奨学金の給付は継続します。なお、他団体の奨学金との併給は可能とします。

月 額 準学士課程:20,000円 専攻科課程、大学編入生:30,000円
本奨学金について、返済の義務はありません。

給 付 期 間 準学士課程4年～専攻科2年、および編入大学在学期間が対象です。

採用予定数 準学士課程4年進級予定者から各校1名 (全国で12名程度)

募 集 期 間 2022年10月1日～2023年1月13日
学校推薦、面談等により選考します。

年 間 予 定

4月	奨学金給付	4～9月分を給付
夏季休暇中	インターンシップ実施 レポート作成	希望者のみ実施 全員作成
9月	奨学生懇談会	全員参加
10月	奨学金給付	10～3月分を給付

※奨学生懇談会は毎年場所を変えて開催し、様々なテーマの講演会の他、弊社社員、他校の高専生との交流会、また工事現場見学会等を実施します。

問い合わせ先



WAKACHIKU

〒153-0064東京都目黒区下目黒2-23-18

TEL03-3492-0271 FAX03-3490-1019

若築建設(株) 人事部

scholarship@wakachiku.co.jp

若築建設奨学金 奨学生募集要項（2022.10 版）

1. 目的

若築建設奨学金（以下「本奨学金」という。）は、高等専門学校において土木工学、建築工学、機械工学、電気工学、制御工学等を専攻し、経済的理由により学業の継続・進学が困難である者への奨学金給付を通じて、海洋国の礎を築くための若手技術者の育成に貢献することを目的とします。

2. 対象者

若築建設株式会社（以下「当社」という。）が指定する高等専門学校の準学士課程の4年次から専攻科課程の2年次迄を対象者とし、奨学生の出願・選考は準学士課程の3年次に行うものとします。なお、奨学生が準学士課程を修了ののちに日本国内の大学へ編入し、土木工学、建築工学、機械工学、電気工学、制御工学等を専攻した場合については大学4年次まで資格は継続されます。

3. 奨学金の給付月額・給付期間・給付時期

- (1) 給付月額 準学士課程 20,000円
 専攻科課程、大学編入生 30,000円
- (2) 給付期間 準学士課程4年次から専攻科課程2年次までの在学期間
 大学へ編入したものは大学4年次までの在学期間
- (3) 給付時期 年2回給付
 4月25日（4月～9月分）、10月25日（10月～3月分）
 ※給付日が金融機関休業日の場合はその前営業日とする。

4. 返済義務

- (1) 本奨学金は、返済の義務はありません。
 ただし、各種義務の不履行、虚偽申告、操行や成績の著しい悪化、その他事故や疾病などの事情によって成業の見込みがなくなった場合、給付を停止、または打ち切る場合があります。その上で、その事案が特に悪質と認められる場合は、給付金の一部または全部の返還を求める場合があります。
- (2) 他団体の奨学金との併給は可能とします。

5. 採用予定人数

各年度 12名（各校1名）

当社が指定する高等専門学校の準学士課程の3年次に各校から1名の学校推薦を受け、当社で選定します。なお、各校において準学士課程の3年次の希望者がいない場合は、準学士過程4年次・5年次、専攻科課程1年次へ進級を予定している学生の推薦を可能とします。

6. 申し込み

(1) 提出書類

①奨学生願書

②写真（たて4cm×よこ3cmで裏面に記名の上、①の奨学生願書に貼付）

③在学証明書

④学業成績証明書

⑤在学する学校長、学科長、担任教授等の推薦書（様式は任意）

⑥住民票（マイナンバーの記載がないもの）

※上記書類は、ホチキス留めせず、申請者ごとにクリップでまとめて提出してください。

(2) 提出期限

2023年1月13日（金）までに〔当社必着〕にて提出してください。

*申請者ご本人からの直接の問い合わせ・応募は受け付けておりません。必ず学校を通じて連絡・応募してください。

書類提出先・問い合わせ先

〒153-0064

東京都目黒区下目黒2-23-18

若築建設株式会社 奨学金制度担当：森

TEL 03-3492-0271

Eメール scholarship@wachiku.co.jp

7. 採用基準・選考

当社が指定する高等専門学校に在学し、土木工学、建築工学、機械工学、電気工学、制御工学等を専攻し、学校が推薦する学生とし、書類選考及び面談（詳しい事情の説明を求めるため必要に応じて実施する場合があります）により総合的に勘案し決定します。

8. 選考結果の通知

- (1) 2023年2月末頃、推薦人（学校）に対して審査結果を郵送します。
- (2) 採用の可否に関わらず、応募書類は返却しません。当社の個人情報保護方針に則り適切に処理します。

9. 奨学生候補者に採用された場合

- (1) 奨学生候補者に採用された場合、申請者に「奨学生候補者決定通知書」を送付します。
- (2) 所定の期日までに以下の書類を提出いただきますと、正式に奨学生として認められ、奨学金の給付が開始されます。書類の提出がない場合、奨学生候補者としての採用を取り消し、奨学金を給付しない場合がありますのでご了承ください。なお、期日までに以下の書類を提出することが困難な事情がある場合は、速やかにその旨を申し出てください。

■奨学生候補者決定後の提出書類

①振込口座届出書

奨学生候補者本人が記入してください。

※奨学生候補者本人名義の銀行口座に限ります。

②住所届

奨学生候補者本人が記入してください。

③進級証明書（様式は任意）

在学する学校が発行のものを提出してください。

10. 奨学生候補者が進級できなかった場合

奨学生候補者が進級できなかった（しなかった）場合、採用を取り消します。なお、その場合の追加募集は行いません。

11. 奨学金受給の更新手続き

- (1) 継続して奨学金の受給を希望する場合、毎年4月15日まで（当社必着）に「奨学金受給更新願」に学業成績証明書、及び在学証明書を添付して提出してください。（「奨学金受給更新願」は、提出期日の1ヶ月前を目安に発送します）。期日までに「奨学金受給更新願」の提出がない場合、奨学金の給付を停止します。
- (2) 「奨学金受給更新願」の提出後、当社の審査により、次回の奨学金給付の可否を決定します。
- (3) 奨学金受給の更新が認められた場合、奨学金の給付を行います。（審査結果と同時に「奨学金給付のお知らせ」を発送します。）

- (4) 当社の審査により、奨学金受給更新のご希望に沿えない場合があります。あらかじめご了承ください。

12. 奨学生の義務

奨学生として採用された場合、以下の義務が発生します。これらの義務の履行を怠ったり、虚偽の報告を行った場合、奨学金給付の停止または打ち切り、及び返還請求を行う場合がありますので、十分注意してください。

- (1) 奨学生は、更新手続きのために毎年定められた日までに奨学金受給更新願、学業成績証明書、在学証明書を当社あてに提出してください。
- (2) 奨学生は、休学・復学・転学・留年・退学・停学（その他処分）・留学のいずれかが発生した場合は、直ちに当社へ届け出てください。
- (3) 奨学生は、氏名、住所、振込口座に変更があった場合は、速やかに当社へ届け出てください。
- (4) 奨学生はその他、当社が定めた書類を期日までに提出してください。
- (5) 成績不良、素行不良等、当社が奨学生にふさわしくないと判断した場合には、本奨学金給付を停止又は打ち切る場合があります。

13. その他

- (1) 奨学生に決定した方に対しては、進級後の4月から本奨学金の給付を行います。
なお、応募書類は返却しません。
- (2) 奨学金は、本人の指定銀行の口座に振込みます。

14. 個人情報に関する取り組み

- (1) 提供された個人情報は、「当社の個人情報保護方針」に従い適切に管理します。
- (2) 提供された個人情報は、当社において奨学金の給付、奨学生に対する指導助言、その他、奨学金支給の目的を達成するために必要な範囲内で利用します。
- (3) 業務の遂行上必要な範囲で、提供された個人情報を外部の関係機関に開示する場合があります。この場合、当社は当該関係機関と個人情報の取扱いに関する取決めを行い、個人情報保護に万全を期すよう努めます。
- (4) 提供された個人情報に関する確認、質問及び変更等については、当社人事部へお問い合わせください。